

別紙

諮問第1657号

答 申

1 審査会の結論

「事前相談・中間検査等結果報告書」外4件を一部開示とした決定において、実施機関が処分を取り消した部分を除くその他の部分については、非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「（仮称）〇〇建替え計画（地名地番：〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇号外）について東京消防庁が保有する文書一式。決裁文書等を含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和4年8月31日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し対象公文書として別表に掲げる本件対象公文書1から5までを特定し、本件一部開示決定を行った。審査請求を受理後、本件一部開示決定の一部を取り消し、開示する決定を行ったが、その他の決定は妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年11月11日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年2月20日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月27日（第213回第三部会）から同年11月27日（第215回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 本件対象公文書について

別表に掲げる本件対象公文書は、本件開示請求に係る〇〇（以下「本件建築物」
という。）の建替え計画において、建築関係者と実施機関担当者との間で行われた
建築相談に係る報告書及び電子メールである。当該建築相談は、火災予防条例（昭
和37年東京都条例第65号）等により義務とされている届出や申請の内容を消防法
（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に規定される防
火基準に適合させるために行われるもので、実施機関が作成した報告書には建築関
係者から提出された資料や平面図が添付されている。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から5までを
特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から5のとおり、これらの部分を非開示と
する本件一部開示決定を行った。その後、実施機関は、令和4年10月12日付けで本
件一部開示決定のうち一部の決定を取り消し、本件対象公文書1の建築主氏名が法
令等の規定により公にされている情報であり、条例7条2号ただし書イに該当する
として、建築主氏名を開示した。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、消防司令以下の階級にある管理職でない職員の氏名及び
印影であり、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することがで
きる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、消防司令長以上の階級にある職員の氏名については慣行として
公にしているが、その他の消防職員の氏名については慣行として公にしてい
ないことから、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容
及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、本件建築物の建築主氏名のほか、関係者、連絡者又は電子メールの送受信者として記載された建築関係者の氏名である。

審査請求人は、建築主氏名や連絡者氏名の情報は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「東京都建築物紛争予防条例」という。）の規定に基づく標識に記載され、公にされていることから非開示情報になり得ない旨主張する。

実施機関は、本件対象公文書 1 の本件非開示情報 2 のうち建築主氏名は、東京都建築物紛争予防条例 5 条 1 項に基づき、本件建築物の敷地内に設置してある標識（以下「本件標識」という。）に表示されていることから条例 7 条 2 号ただし書イに該当するとして、本件一部開示決定処分の一部を取り消し、建築主氏名を開示とする決定を行ったが、連絡者氏名については、本件標識に表示された氏名と異なっていることから非開示としている旨説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 2 は、いずれも特定の個人の氏名であり、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

本件非開示情報 2 のうち、建築主氏名については、東京都建築物紛争予防条例 5 条 1 項に基づき設置された本件標識に表示され、同条 2 項及び同条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号）8 条 1 項に基づき、建築主が東京都知事に届け出た「標識設置届」に記載されていることが確認されたため、実施機関において本件一部開示決定の一部を取り消し、開示したことが認められるが、建築主を除く個人の氏名については、本件標識等により公にされているものとは異なることが確認されており、条例 7 条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 は、平面図における共同住宅の共用部分及び劇場のバックヤード部分である。

実施機関は、本件非開示情報 3 が、施設利用者以外の者が容易に立ち入れない場所に係る情報であるとして、これらの部分が公にされることで、建物内部への

侵入や窃盗等の犯罪行為の実行を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条4号に該当し、非開示とした旨説明する。

審査会が検討したところ、共同住宅の共用部分及び劇場のバックヤード部分は、居住者や施設管理者以外の者の立入りは許可されていないと認められることから、本件非開示情報3について、条例7条4号を理由に非開示としたとする実施機関の判断は首肯できるところ、本件対象公文書1から3までの平面図における防災センター、仮眠室、タワーパーキング等の施設管理者や関係者以外の者の立入りが通常禁止されると思料される部分までもが開示されており、実施機関の説明する非開示理由と開示、非開示の判断とが必ずしも整合が取れていない箇所が散見された。

しかしながら、本件一部開示決定において開示された部分を非開示とする処分の変更は、審査請求人にとって利益とならないことから原処分を取り消す必要はなく、本件非開示情報3について、条例7条4号を理由に非開示とした決定は、結論において妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、平面図における住宅の部分である。実施機関は、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、将来、当該住宅に居住する個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、また、施設利用者以外の者が容易に立ち入れない場所であるとして、これらの部分が公にされることで、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪行為の実行を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条4号に該当する旨説明する。

当該情報は、建築計画段階における平面図の住宅に係る部分であることから、本件開示請求日時点においては、当該住宅部分に居住する特定の個人は存在しない。また、各部屋の詳細な間取りも記載されていないことが確認された。したがって、本件非開示情報4を公にしても個人の財産情報を明らかにするなどの権利利益の侵害のおそれは認められず、条例7条2号には該当しない。

しかしながら、本件非開示情報4は居住者や施設管理者以外の者が立入りを許

可されない場所に係る情報であると認められ、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることから、条例7条4号を理由に非開示とした決定は、妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、建築関係者と実施機関担当者との間で送受信された電子メールに記載された送信者及び受信者のメールアドレス並びに送信者の携帯電話番号であり、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

本件非開示情報5における送信者及び受信者は、いずれも建築関係者であり、これらの者のメールアドレス及び携帯電話番号は公にされていないことから、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件建築計画の図書は、東京都都市整備局及び本件建築物において縦覧に供されており、当該縦覧に供されている建築計画の図書は非開示情報となり得ない旨主張する。

実施機関は、審査請求人が主張する縦覧に供されている建築計画の図書（以下「本件縦覧図書」という。）は、東京都総合設計許可要綱実施細目（平成22年8月31日22都市建企第531号）第18の2（1）に規定する公聴会において縦覧に供される関係図書である旨説明する。また、東京都総合設計許可要綱実施細目の規定による取扱要領（平成22年8月31日22都市建企第539号）第2の2（1）には、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、建築計画の図書を2週間、利害関係人の縦覧に供するものと規定されているところ、当該利害関係人とは、建築主並びに建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者等とされ、不特定多数の者に公表されたものではないと説明する。

審査会が検討したところ、本件縦覧図書は、対象者、期間等が限定的に定められていることから、その内容は何人も知り得る状態におかれていると評価することはできず、また、本件対象公文書と本件縦覧図書は必ずしも同一のものではない。

したがって、本件対象公文書の内容は公にされている情報とは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件対象公文書			
(仮称)〇〇建替え計画(地名地番:〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇号外)に係る以下の公文書			
1 事前相談・中間検査等結果報告書(令和4年4月8日)			
1 ページ			
	職員の氏名及び印影	【本件非開示情報1】	7条2号
	関係者氏名	【本件非開示情報2】	7条2号
2 ページ			
	職員の印影	【本件非開示情報1】	7条2号
9 ページ			
	建築主氏名、連絡者氏名	【本件非開示情報2】	7条2号
10~19ページ、24~26ページ			
	共同住宅の共用部分	【本件非開示情報3】	7条4号
11ページ、12ページ、24~28ページ			
	劇場のバックヤード部分	【本件非開示情報3】	7条4号
13~18ページ、24ページ			
	住宅の部分	【本件非開示情報4】	7条2号、4号
2 事前相談・中間検査等結果報告書(令和4年5月12日)			
1 ページ			
	職員の氏名及び印影	【本件非開示情報1】	7条2号
	関係者氏名	【本件非開示情報2】	7条2号

	2 ページ、3 ページ	
	共同住宅の共用部分、劇場のバックヤード部分 【本件非開示情報 3】	7 条 4 号
3	事前相談・中間検査等結果報告書（令和 4 年 7 月 6 日）	
	1 ページ	
	職員の氏名及び印影 【本件非開示情報 1】	7 条 2 号
	関係者氏名 【本件非開示情報 2】	7 条 2 号
	2 ページ、3 ページ	
	共同住宅の共用部分、劇場のバックヤード部分 【本件非開示情報 3】	7 条 4 号
4	電子メール（令和 4 年 5 月 12 日、同年 7 月 5 日及び同年 7 月 13 日）	
	1 ページ、2 ページ	
	職員の氏名 【本件非開示情報 1】	7 条 2 号
	送信者氏名、受信者氏名 【本件非開示情報 2】	7 条 2 号
	送信者電子メールアドレス、受信者電子メールアドレス、 送信者携帯電話番号 【本件非開示情報 5】	7 条 2 号
	3 ページ	
	送信者氏名 【本件非開示情報 2】	7 条 2 号
	送信者電子メールアドレス、送信者携帯電話番号 【本件非開示情報 5】	7 条 2 号
5	事前相談・中間検査等結果報告書（令和 4 年 7 月 13 日）	
	1 ページ	
	職員の氏名及び印影 【本件非開示情報 1】	7 条 2 号
	1 ページ、2 ページ、4 ページ、6 ページ、8 ページ	
	関係者氏名 【本件非開示情報 2】	7 条 2 号
	2 ～ 4 ページ、6 ページ、8 ページ	
	職員の氏名 【本件非開示情報 1】	7 条 2 号